

平成21年10月より 市県民税の年金からの 引き落としが始まります。 〈特別徴収制度〉

65歳以上の年金受給者で、
市県民税を納税されている
人にお知らせです。

〈特別徴収制度〉とは、年金保険者
が市県民税を年金から引き落とし
して市区町村へ直接納入することです。

現在、年金を受給されており市県民税を納税する義務のある人には、年4回、役所(場)や金融機関などに出向き、市県民税を納めていただいています。この制度の導入により、年金を支給する年金保険者が市県民税を年金から引き落とし、市区町村へ直接納入することとなるため、納税の手間が省かれるとともに、市区町村の事務の効率化が図られるものと見込まれます。

納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち市県民税の納税義務のある人が対象です。

65歳以上の人の年金所得に係る市県民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市県民税の納税義務のある人」です。ただし、以下に該当する人については、対象となりません。

◆**介護保険料が年金から引き落としされていない人**

◆**引き落とされる市県民税額が老齢基礎年金等の額を超える人 など**

引き落としの
対象となる年金とは…

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金及び遺族年金などの非課税の年金からは、市県民税の引き落としはされません。

引き落としされる
市県民税額は…

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した市県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した市県民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

引き落としが
中止となる場合は…

引き落とし開始後、市区町村外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役所(場)や金融機関などで納める方法)により納めていただくことになります。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例)市県民税の年額が6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

	納付書で納める (普通徴収)			
月	6月	8月	10月	12月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

引き落とし開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の市県民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。



平成21年度の納め方

	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

平成22年度以降の納め方

	年金から引き落とし (特別徴収)					
月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の年税額の残りの1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

※公的年金を「年金」と表現しています。

問い合わせ先 税務課市民税係 ☎72-2111 内線 124・125